

民間保育園等発達障がい児等相談事業の手引き

【令和８年度版】

大阪市保育・幼児教育センターでは、民間保育園・地域型保育事業所の先生方より、在籍中の子どもさんについて、発達や保育に関するご不安やご心配などの相談をお受けします。当センター相談員（公認心理師）が、電話でご相談を受け、園所に出向く訪問相談を実施いたします。また、お電話のみのご相談にも応じます。

なお、当事業のご利用にあたって、保護者同意は不要です。

１．事業対象

大阪市の認可を受けた民間保育園職員・地域型保育事業に従事する事業所職員

*** 保護者の方からの相談は、お受けしておりません。**

２．相談について

(１) 電話受付日：月・水・木曜日

(２) 相談時間：１４：３０～１６：３０

- ・年末年始及び祝日を除く。

- ・**１回の電話相談につき、子どもさん１名ずつ、相談対応させていただきます。**

同一園所から複数名のご相談がある場合も同様です。

- ・**訪問相談のご希望も、まず、お電話ください。**

電話で相談概要をお聴きして、訪問相談の日程を調整いたします。訪問相談では、行動観察とカンファレンスを実施します。散歩や遠足など、園所外活動の同行はいたしません。なお、定期的な訪問相談には応じられません。

(３) 訪問相談日：月・水・木・金曜日

- ・年末年始及び祝日を除く。

(４) 訪問相談時間：１０：００～１２：００

- ・**１２：００迄で終了するようにお願いいたします。**

(５) カンファレンス：相談対象の子どもさんの様子を把握後、園所の先生方と相談員と一緒に、子どもさんとの関わり方や対応などを具体的に検討します。そのため、担任の先生及び管理職の先生のご同席と、個人情報に配慮した空間のご用意をお願いいたします。ご都合がつかない場合は、事前にご相談ください。

3. 訪問相談当日の流れ

- (1) 子どもの急な欠席や体調不良などの訪問相談キャンセルは、早めにご連絡ください。特に、当日キャンセルは、9:00以降すぐをお願いいたします。
- (2) 10:00頃、相談員が園所に向かいます。
- (3) 園所の先生方と相談員が、相談対象の子どもさんの本日の状況や活動予定、相談員の動きなどを、打ち合わせして共有します。(5分程度)。
- (4) 子どもの様子を観察したり、一緒に遊んだりしながら、子どもの現状を把握します(1時間程度)。その間、子どもさんへの関わりについて、先生方にご協力をお願いする場合があります。
- (5) 子どもの様子や先生方からの情報をもとに、具体的な関わり方や対応、支援の方向性を検討するカンファレンスを行います(1時間程度)。
 - ・一人ひとりの子どもさんに応じた関わりを、先生方と一緒に考えていきます。

ご不明な点は、気軽にお問い合わせください。

令和8年4月 発行

大阪市保育・幼児教育センター

〒535-0031 大阪市旭区高殿6-14-6

電話番号：06-6953-9105

